

# 一般質問通告書

No. 1 / 4

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	1 議員による議会報告会を公民館で行えるようにすることについて		
趣旨	市議会議員が主権者である市民の皆さんに対して議会活動の報告を行うことは議員の責務です。しかし向日市は、そのために公民館等を使用することを認めていません。これは市民の知る権利を侵害する不当な使用制限です。		
事項 (質問・提案等)	<p>市議会議員は、主権者である市民の皆さんに対して、議会活動の報告をおこなう責務があります。その手段の一つとして、市民誰もが参加できる議会報告会は、それが議会として開催するものであっても、一議員や議員グループが開催するものであっても、大変重要なものだと思います。それは市民の知る権利を保障する手段の一つです。</p> <p>ところが向日市は、公民館で議員が議会報告会を開催することを許可していないことに対して、私は昨年 12 月議会でその法的根拠を示すよう求めました。しかし教育委員会から納得いく答弁がなかったため、その場で「要するに法的根拠はないということ。よって公民館の使用申し込みをします」と通告しました。</p> <p>その後、教育長、教育部長より「調整が必要なので、時間がほしい」と申し入れがあり、待っていましたが、先日「やはり許可できない」との報告を受けました。そこで改めて、以下質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公的施設を利用する市民の権利を制限するには、法的な根拠が必要です。前回の議会では時間不足だったため、改めて法的根拠を示していただくよう求めます。「結果として特定政党のみを優遇することになるから」という前回通りの答弁をするのであれば、どの政党にも所属しない私が、市民誰もが参加できる議会報告会を開催することが、どの特定政党の利害にどう関係するのか、具体的に示してください。</li><li>2. 市議会議員が、主権者である市民の皆さんに対して議会活動の報告を行おうとしても、向日市は市民会館以外の 6 つの公民館、6 つのコミュニティセンターのすべてを使用させないという政策をとっています。これでは議員として市民に対する責務を果たすための活動が保障されず、その結果市民の知る権利が侵害されていると考えます。市長の見解を問います。</li><li>3. 公民館の使用制限に関して、向日市は条例でなく規則に規定しています。しかし、地方自治法第 14 条第 2 項には、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とあります。確かに公民館条例第 5 条で規則への委任がされていますが、基本的な重要事項を丸投げ委任することは法の理念に反するのではありませんか。条例を改正することがふさわしいと考えますが、見解を問います。</li></ol>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表 題			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 15px; margin-right: 10px;">2</div> <b>放射能から子どもを守る取り組みについて</b>			
趣 旨			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給食食材の放射能測定が必要です。給食食材の安全は如何に確保されるのか</li> <li>2. 「放射能は怖くない」と教えるような放射能副読本は慎重に取り扱うべきです。放射能から子どもたち自身が身を守れる知識を伝えることが大切ではないか。</li> </ol>			
事 項 (質問・提案等)			
<p>福島原発事故によって大量に放出された放射性物質による汚染は、今なお各地で予期しない所から発見され、問題になっています。放射性物質は、何十年も経たないと減ってゆかないので、長期にわたって監視と対策が必要です。特に子どもたちを放射能から守る取り組みは極めて重要です。</p> <p>1. 給食食材の放射能測定について質問します。</p> <p>私はこれまで、保育所や学校給食の食材の放射能測定を行うよう求めてきましたが、取り上げる気配がありません。一方、隣の長岡京市では、来年度予算に放射能測定器の購入費用800万円を計上し、給食食材の放射能測定を実施する予定です。長岡京市の子どもたちが口にする給食食材は、市が責任をもってチェックする体制ができますが、さて向日市ではどうするつもりでしょうか。</p> <p>長岡京市と向日市は、学校給食の食材は学校給食会から購入し、同じルートを通じて仕入れられるそうですが、長岡京市でチェックしたから向日市の食材も大丈夫とはならないと考えます。実際の食材の流れから、長岡京市で測定した結果が、向日市の給食食材にどう関係するのか、しないのか説明を求めます。</p> <p>一方保育所の給食食材は、購入ルートが違うので、長岡京市の測定結果は参考にならないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>2. このたび文部科学省が発行し、4月から小中高校で使用する予定とされている「放射能副読本」について質問します。</p> <p>向日市ではこの副読本を、小中学生全生徒分を申し込んだと聞いています。それは、福島原発事故を受けて、放射能に対する正しい知識を子どもたちに教育する必要性からだと思えます。何よりも子どもたちの命と健康を、危険な放射能から守るためです。ところが、肝心の放射能副読本の内容は、まったくそうなっていません。</p> <p>(1) 福島原発事故について一言も触れず、意図的に原発事故を隠しています。</p> <p>(2) 放射線の効用やメリットについては非常に細かいことまで書いてあるのに、放射線の危険性や悪影響については、ほとんど書かれていません。</p> <p>その他たくさんありますが、全体として放射線はそんなに怖いものでなく、余り心配要らないという安心感を与える内容です。これが福島原発事故をふまえて子ども達に教えるべき内容とはどうい思われませんか。</p> <p>「放射能から子どもを守る」という基本に立ち、学校の先生方が、この副読本について十分内容を検討し、子どもたちにどう教えるべきかの確信が得られるまでは、子どもたちに配布しないことが適切ではないかと考えます。見解を問います。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">3</div> <b>共同住宅のバリアフリー改修に対する公的助成制度の検討について</b>		
趣旨	<p>高齢化社会に対応した安全な住環境整備を促進するため、共同住宅の共用部のバリアフリー改修に対する公的助成制度の検討を至急行って頂きたい</p>		
事項 (質問・提案等)	<p>先日、マンション住民の方から相談を受けました。</p> <p>「マンション居住者の高齢化が進み、階段を使って下に降りるのが困難で、ゴミ出しにも行けない人が増えています。せめて階段に手すりでもあれば助かるんですが。介護認定を受けている人もいるけれど、階段は共用部分だから介護保険の補助は出ないと言われてます。とにかく手すりをつけないと危ないのでマンション管理組合の費用で、その方の必要な部分に手すりをつけましたが、今後このような問題がどんどん増えてきます。何とかならないでしょうか。」というものでした。</p> <p>個人の住宅であれば、門扉から玄関までのバリアフリー改修は、介護保険が適用されますが、共同住宅の場合、たとえその階段を下りなければゴミ出しにすら行けなくても、共用部分の改修には介護保険が適用されません。また共用部分の改修は、分譲型であればマンション住人の同意が必要であり、賃貸であれば所有者にやってもらわなければならない、個人ではなかなか行えません。こうした状況で、必要なバリアフリー改修がなされず、高齢者らにとって危険な状態のまま放置されている例が多いのではないかと思います。</p> <p>共同住宅に居住する人たちのこうした困難に対する支援としては、介護保険による個人に対する補助はなじまず、マンション全体のバリアフリー改修への公的助成として対応するのが望ましいと考えます。介護を必要とする人だけでなく、そこを利用するすべての人に安全な環境を作ることが望ましいからです。公的助成は、バリアフリー基準に適合しない共同住宅の管理組合や所有者がバリアフリー改修を行うことを、社会的な要請として促進するものです。また他都市の実例を見ても、財政面から考えても、大きな予算を必要とせず、転倒して介護に至る危険を防ぐことによる効果は大きいと考えます。</p> <p>こうした共同住宅のバリアフリー改修への公的助成は、兵庫県では相当前から継続して実施され、県下の各自治体で利用されています。京都市においても昨年度より実施され、来年度も実施予定であり、制度の必要性が社会的に認識されてきていると考えます。</p> <p>本市においても、高齢化社会に対応した安全なまちづくりに、様々な工夫をしなければなりません。共同住宅に固有の問題により、市民の安全な日常生活が阻害されている状態を改善するため、共同住宅の共用部のバリアフリー改修に対する公的助成制度の検討を至急行って頂きたいと考えますがいかがでしょうか。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	市民クラブ
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">4</div> <b>行政情報を積極的に市民に公開することについて</b>		
趣旨	<p>行政のもつ情報は市民のものであります。特にまちづくりに関する情報は、特に支障のない限りすべて積極的に公開し、市民が容易に知り、質問や意見が言えるようにすべきです。</p>		
事項 (質問・提案等)	<p>「市内巡回バス」などを検討する「市内公共交通検討委員会」の審議が、昨年9月から行われていますが、これは市民の関心が非常に高いテーマです。向日市は約9百万円の予算をかけて、2千世帯・4千人を対象にアンケート調査を実施し、その結果をまとめた資料などが検討委員会に提出されています。しかし、これらの貴重な資料の存在自体を、多くの市民はご存じありません。検討委員会を傍聴した人には資料が配付されますが、そもそも検討委員会がいつどこで開かれているか、ほとんどの市民には伝わっていません。まちづくりに関する市民の関心が強い問題に対しても、市民が情報を入手できない状態が、市民が主体的にまちの問題に関わることができない大きな原因になっていると考えます。</p> <p>振り返れば、JR向日町駅の橋上化問題では、その検討過程の情報はほとんど市民に知らされず、突然広報紙上にプランが発表され、市民の猛反発を受けて中止になったのでした。費やされた4千数百万円の調査費は無駄になりました。また、今も問題になっている石田川の下水道工事の損害問題でも、検討過程の情報はすべて伏せられ、公開を求めたら「すでに処分してしまった」と拒否されました。市民の権利をないがしろにする、こうした行政の姿勢を糾すため、以下質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政のもつ情報は市民のものである、と考えますがいかがでしょうか。</li> <li>2. 行政のもつ情報、特にまちづくりに関する情報は、特に支障のない限り、すべて積極的に公開し、市民が容易に知り、質問や意見が言えるようにすべきです。政策形成過程から、情報を市民に随時提供するとともに、わかりやすく説明する責任が行政にはあると考えます。いかがでしょうか。</li> <li>3. 「市内公共交通検討委員会」は一例ですが、まちづくりの施策の検討のために作成されたすべての資料や審議内容や予定等を情報公開コーナーや図書館、公民館などに置き、ホームページに掲載して誰でも見ることができるようになること、そしてそのことを広報やメールニュースなどで市民に知らせることを提案します。いかがでしょうか。</li> <li>4. こうした行政に対する市民の権利を明確に定め、市民の権利に応えるように、行政の仕事の仕方を変えていくことが必要だと思います。この住民自治の基本ルールを定めるものが、自治基本条例であると考えます。市長の従来よりの主張である「市民協働」を進めるためにはぜひ必要と考えますが、市長の認識を問います。</li> </ol>		